

福祉サービス

# 第三者評価事業

&gt; サイトマップ

&gt; よくある質問

&gt; お問い合わせ

文字サイズ

小

中

大

社会福祉  
法人

全国社会福祉協議会

検索



事業内容

第三者評価事業

社会的養護施設  
第三者評価事業

ダウンロード

&gt; 社会的養護施設第三者評価結果 &gt; 検索結果一覧

## 社会的養護施設第三者評価結果 検索

### 釧路まりも学園

第三者評価結果はこちら &gt;

データ登録日 2022年03月29日

#### 【1】第三者評価機関名

(特非)北海道児童福祉施設サービス評価機関

SK2019001

北海道第0142

SK18005

#### 【2】種別

児童養護施設

定員

45名(本体施設)

施設長氏名

高橋 昌志

所在地

北海道

URL

<http://marimo-gakuen.or.jp/>

開設年月日

1956年07月01日

経営法人・設置主体

社会福祉法人 釧路まりも学園

職員数

常勤職員

35名

非常勤職員

6名

社会福祉士

3名

保育士

15名

有資格職員

栄養士

1名

看護師

1名

施設設備の概要

(ア) 居室数

30室

(イ) 設備等

体育館、図書・学習室、面会室、  
調理実習室、会議室

(ウ)

(エ)

#### 【理念】

まりも学園及びひぶなホーム（以下「両施設」という）は、入所児童が施設の主体者であることを原点とし、児童福祉法・児童憲章・児童権利宣言・児童の権利に関する条約の理念に基づき、全国児童養護施設協議会倫理綱領を遵守し、子ども達が最善の利益を享受できる支援を展開し、子ども達が身体的・精神的・道徳的・社会的に発達するためのサービスを提供しなければならない。その上で、保護者との連携や関係機関との連携を図り、子ども達が明るく整然とした環境の中で学園生活を送ることができるよう保障し、支援することを基本理念とする。

#### 【基本方針】

指導標語である「良い子 強い子 素直な子」を基本に、入所児童が明るく健やかに成長するよう、その遭遇に万全を期さなければならない。

#### 【3】理念・基本方針

#### 【4】施設の特徴的な取組

法人内の保育所や認定こども園などと連携して幅広い子ども・家庭への支援を行っており、ショートステイや育児支援家庭訪問事業、未委託里親トレーニング事業などを展開している。

#### 【5】第三者評価の受審状況

2021年07月01日（契約日）～2022年03月22日（評価結果確定日）

前回の受審時期

平成29年度

## 【6】総評

## ○特に評価が高い点

## 1 地域社会との積極的な交流

子どもたちと様々な地域の方々との触れ合いは長年に亘って続いている。定期的に奉仕してくださる学習ボランティア、幾多のボランティアの団体、子どもたちが主催する「まりも児童祭」への地域の方々のご招待、子どもたちが町内会に出向いての花壇整備などと拡がりのある良好な地域交流が保たれている。

## 2 看護職を中心とした子どもの健康管理体制

子どもの日常の健康管理はもちろんのこと、感染症の予防と発生時の対応についてマニュアルを作成しており、定期的に感染症対策委員会を開催して職員に周知している。看護師が定期的に保健通信を発行して薬の服用法を周知したり、看護師を講師として勉強会を行ったりしている。また、子ども達の一時帰省の実施にあたっても体温などのチェック表を作成して保護者に記入してもらうなどの工夫により、コロナ禍でも保護者との交流を積極的に図っていることは評価できる。

## ◆改善が求められる点

## 1 一人ひとりを大切にした職員の育成

児童養護施設のみならず保育所を含む多くの児童福祉施設において人材の確保が困難な状況が続いている。まりも学園においても人材の確保とその育成は急務である。多くの人々に施設の理念や基本方針の周知を図り、一人ひとりの職員を慮ることのできる人事管理とより質の高い養育・支援を目指した教育・研修のための仕組みを作る取組に期待したい。

## 2 子どものプライバシー保護と子どもが相談しやすい環境の整備

子どものプライバシー保護に関しては、実現可能なことから取り組むとともに、標準的実施方法（「養育支援の手引き」）の中に明示し、職員の共通理解が図れるよう研修などを実施して、子どもや保護者にも周知することが求められる。また、意見箱は設置されているが、十分機能しているとは言い難いため、定期的に子どもとの面談を設定するなど、子どもが相談しやすい体制を構築するとともに、いろいろな相談方法があることや、第三者委員会をはじめとして施設以外の人に相談できることを折に触れて伝えていくことが望まれる。

## 3 子どもの権利擁護への取組

理念に掲げられている子どもの権利擁護は、児童養護施設におけるあらゆる支援の根幹に位置付けられる観点である。「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に理解され徹底されるよう、マニュアルの整備や研修機会の確保などに期待したい。

多くの評価項目で、当園に欠けているもの、更なる強化を図らなければならないもの等が明確になる良い機会となりました。

自己評価をする中で、ある程度「やっている」と感じていたことも、項目を評価するには足りていない事実が見えてきたと実感しております。

この結果を全職員で真摯に受け止め共有し、指摘された改善点については、できるところから前向きに着実に取り組んでいくのみ思います。また、職員の資質向上と子どもの最善の利益を提供できる信頼性の高い施設へ前進していく様子を改めて確認することができました。

[第三者評価結果はこちら >](#)

## 【7】第三者評価結果に対する施設のコメント

[トップページ](#)

[事業内容](#)

[第三者評価事業](#)

[社会的養護施設第三者評価事業](#)

[ダウンロード](#)

福祉サービス  
**第三者評価事業**